

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年4月2日改定）

■貯金等共通規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>10 預入限度額超過時の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものに限ります。）の預金者</p> <p>総合口座取引規定第3条（利用の申込み）<u>第4項及び</u>第5項の規定にかかわらず、オートスウィング基準額（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第4項に定めるオートスウィング基準額をいいます。この①及び次項において同じとします。）を、通常貯金及び通常貯蓄貯金の総額が預入限度額以内となるために必要な金額（0円以上の金額とし、1万円未満の端数は付けません。）に変更します。ただし、オートスウィング基準額を0円にしてもなお預入限度額を超過する場合には0円とします。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>10 預入限度額超過時の措置</p> <p>(1) (同左)</p> <p>① 通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものに限ります。）の預金者</p> <p>総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第5項の規定にかかわらず、オートスウィング基準額（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第4項に定めるオートスウィング基準額をいいます。この①及び次項において同じとします。）を、通常貯金及び通常貯蓄貯金の総額が預入限度額以内となるために必要な金額（0円以上の金額とし、1万円未満の端数は付けません。）に変更します。ただし、オートスウィング基準額を0円にしてもなお預入限度額を超過する場合には0円とします。</p> <p>② (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2019年4月2日</u>から実施します。</p>

■総合口座取引規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 利用の申込み</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前項の申込みをしたときは、オートスウィング（通常貯金及び振替貯金（前項により申し込まれた振替貯金に限ります。以下同じとします。）の間で、貯金の残高又は貯金の状況に応じて、所定の方法により算出された金額を振り替える取扱いをいいます。以下同じとします。）の利用の申込みがあったものとして取り扱います。<u>この場合、オートスウィング基準額（次項により預金者があらかじめ指定した金額をいいます。次項、次条及び第21条において同じとします。）を指定してください。</u></p> <p>(5) オートスウィング基準額は、<u>通常貯金及び通常貯蓄貯金の総額が郵政民営化法に規定する預入限度額（第21条第2項において「預入限度額」といいます。）以内となるために必要な金額の範囲内で指定してください。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>3 利用の申込み</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 前項の申込みをしたときは、オートスウィング（通常貯金及び振替貯金（前項により申し込まれた振替貯金に限ります。以下同じとします。）の間で、貯金の残高又は貯金の状況に応じて、所定の方法により算出された金額を振り替える取扱いをいいます。以下同じとします。）の利用の申込みがあったものとして取り扱います。</p> <p>(5) オートスウィング基準額（<u>オートスウィングによる振替を行う基準となる金額をいいます。次条、第21条及び附則において同じとします。</u>）は、<u>当行が認めた場合を除き、郵政民営化法に規定する預入限度額（郵政民営化法施行令に規定する二号預金に係るものをいい、当該額が変更された場合は当該変更後の額。第21条第2項及び附則において「預入限度額」といいます。）と同額とします。</u></p> <p>(6) (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、2019年4月2日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 第21条第1項の規定にかかわらず、この改正規定の実施の時に存在する通常貯金及び通常貯蓄貯金については、当行が認めた場合を除き、この改正規定の実施の時にオートスウィング基準額が預入限度額と同額に変更されたものとして取り扱います。</u></p>

■ゆうちょダイレクト規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ オートスウィング基準額（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第5項により<u>預金者があらかじめ指定した金額</u>をいいます。）の変更</p>	<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>⑤ オートスウィング基準額（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第5項により<u>定められた金額（同規定第21条（オートスウィング基準</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月2日改定）

改定前	改定後
⑥（略） (8)～(12)（略）	<u>額の変更</u> による変更があった場合には、 <u>変更後の金額</u> をいいます。） の変更 ⑥（同左） (8)～(12)（同左）
附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2019年4月1日</u> から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2019年4月2日</u> から実施します。

以 上